佐賀県訓令甲第一号

健康福祉本部
佐賀県立病院好生館

次に掲げる訓令は、廃止する。

一　佐賀県立病院好生館処務規程（昭和三十六年佐賀県訓令甲第三号）
二　佐賀県立病院好生館寄宿舎規程（昭和三十七年佐賀県訓令甲第十三号）
三　佐賀県立病院好生館就業規程（昭和三十八年佐賀県訓令甲第五号）
四　佐賀県立病院好生館職員被服類貸与規程（平成元年佐賀県訓令甲第一号）
五　佐賀県立病院好生館の看護科に勤務する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第二十四号）

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事　古川　康

附　則

この訓令は、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の成立の日から施行する。